

## 未使用マスクの寄附を募集しています

新型コロナウイルスの感染防止に活用するために、市民の皆さんから未使用マスクのご寄附をお願いする活動を進めています。

未だに供給体制に不安のあるマスクです。必要としているところにマスクをお届けできるようにご寄附をお願いします。

政府配布マスクなどで未使用のものを寄附いただき、小中学校や集団でのクラスター防止の観点から、高齢者のいる福祉施設など必要なところに配布を予定しています。

**お願いするマスクの条件**▶ 政府配布マスクなどで未使用のもの

**受付窓口**▶ 安中市役所(総合案内)、松井田庁舎(総合案内)、安中市文化センター(事務室)、松井田文化会館(事務室)、各公民館・生涯学習センター(事務室)

**問合せ**▶ 困健康づくり課予防係(☎内線1172)

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金を募集しています

市では、5月20日から新型コロナウイルス感染症対策全般に活用することを目的として、市内外から寄附を募集しています。皆さんのご協力をお願いします。

### ■寄附方法

①寄附申込書による申込み：市ホームページから寄附申込書をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて企画課企画調整係宛に送付してください。寄附申込書が印刷できない人は、電話または困企画課窓口でも受け付けています。

②インターネットによる申込み：「ふるさとチョイス」のウェブサイトからお申し込みください。

### ■返礼品について

この寄附金は、ふるさと創生寄附金(ふるさと納税制度)を活用した寄附金になるため、市内在住の人には、返礼品を送付していませんので、ご了承ください。

### ■税制優遇について

寄附金の一部が個人住民税や所得税から控除されます(上限あり)。

**問合せ**▶ 困企画課企画調整係(☎内線1635)

## 後期高齢者医療制度のご案内

■後期高齢者医療被保険者証が新しくなります



令和2年8月1日からは〈緑色〉です

新しい被保険者証を7月中旬ごろに、「うすいみどり色」の封筒で郵送します。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日から令和3年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。

被保険者証が届いたら、記載されている住所、氏名、一部負担金の割合などを確認し、8月1日以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を提示してください。

### ■「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納付通知書」を送付します

後期高齢者医療制度に加入している人の令和2年度保険料について、次の表のとおり「保険料額決定通知書・納付通知書」を郵送します。

発送時期	対象者	送付形式
7月中旬	・普通徴収のみの人 ・普通徴収と特別徴収に該当する人	むらさき色の封筒
8月上旬	・特別徴収のみの人	シーラー ハガキ

〔本国保年金課医療年金係(☎内線1119)〕

昨年度と納付方法が変わっている場合がありますので、必ずご確認ください。

### ■令和2年度保険料の納付について

①普通徴収(現金納付または口座振替)の第1期納期限は7月31日(金)です。

現金納付の人は、納付書の裏面で納付可能場所を確認し、各納期限内に納付してください。

口座振替の人は、各納期限が引落日になりますので、必ず各納期限の前日までに口座残高の確認をしてください。

②特別徴収(保険料が年金から天引きされる人)の場合、決定通知書に記載された保険料額を各月の年金から天引きさせていただきます。

### ■均等割額の軽減について

特例的に実施されていた保険料の均等割額の軽減割合について、令和2年度の制度改正により、次のとおり変更されます。

① 8割軽減 ↓ 7割軽減

② 8・5割軽減 ↓ 7・75割軽減

(その他の軽減割合は前年度と変更ありません)

制度改正の詳細については、群馬県後期高齢者医療広域連合のホームページ、または新しい被保険者証と一緒に郵送する冊子をご覧ください。